

財務省第9入札等監視委員会
平成26年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成27年6月23日（火） 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊（辰野・尾崎・藤井法律事務所 弁護士） 委員 相原 隆（関西学院大学法学部教授） 委員 中務 裕之（中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士）	
審議対象期間	平成27年1月1日（木）から平成27年3月31日（火）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	—	
随意契約（公共工事）	—	
競争入札（物品役務等）	2件	契約件名： 近畿財務局京都財務事務所ほか什器転倒防止業務 契約相手方： 株式会社 ティーエフサービス 契約金額： 1,274,400円 契約締結日： 平成27年1月5日 担当部局： 近畿財務局
		契約件名： 神戸税関埠頭監視カメラシステム再リース契約（区分1） 契約相手方： 三菱電機クレジット 株式会社 関西支店 契約金額： 2,418,852円 契約締結日： 平成27年1月9日 担当部局： 神戸税関
随意契約（物品役務等）	2件	契約件名： 埠頭監視カメラシステム一式（和歌山港）の賃貸借 契約相手方： 富士電機 株式会社 関西支社、株式会社 JECC 契約金額： 2,415,744円 契約締結日： 平成27年1月28日 担当部局： 大阪税関
		契約件名： 灘税務署ほか6署の申告会場駐車場等警備業務（区分1） 契約相手方： 株式会社 ジャパンクリエイティブサービス 契約金額： 3,745,440円 契約締結日： 平成27年2月13日 担当部局： 大阪国税局
応札（応募）業者数1者関連	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神戸税関埠頭監視カメラシステム再リース契約（区分1） ・ 灘税務署ほか6署の申告会場駐車場等警備業務（区分1）
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>契約件名：近畿財務局京都財務事務所ほか什器転倒防止業務</p> <p>契約相手方：株式会社 ティーエフサービス</p> <p>契約金額：1,274,400円</p> <p>契約締結日：平成27年1月5日</p> <p>担当部局：近畿財務局</p> <p>この契約の履行について、確認、フォローはなされているか。</p> <p>今回入札においては、近畿地域の資格を有することを条件としている。今回契約相手方は、近畿地域に営業所のない会社であるが、そのような者であっても入札参加資格は取得できるか。</p> <p>今回予定価格は、契約金額と大きくかい離しているが、参考見積り等を利用した予定価格の設定についてどのように考えているか。</p>	<p>当局職員が立会いのもとに作業を行っており、また、その業者から写真等で確認できるだけの資料等を徴求した上で検査を行っているなど、契約の履行内容については確認等を行っている。</p> <p>入札参加資格登録は、営業所がなければできないというのではなく、営業所のない地域についても本社で入札参加資格を登録することは可能である。</p> <p>専門性のある業務については、できる限り専門的に対応可能な業者から見積書を徴するなどしていく。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名：埠頭監視カメラシステム一式（和歌山港）の賃貸借</p> <p>契約相手方：富士電機 株式会社 関西支社 株式会社 JECC</p> <p>契約金額：2,415,744円</p> <p>契約締結日：平成27年1月28日</p> <p>担当部局：大阪税関</p> <p>和歌山港における埠頭監視カメラシステムについては、当初平成20会計年度に契約したものであるが、当初契約は5会計年度の契約であったのか。</p> <p>その契約終了後、当初契約時の仕様書に従って2会計年度の延長を行い、丸6年、計72か月間の全ての契約期間が終了した後、平成27年2月1日から平成28年1月28日までの2会計年度計12か月間の再リース契約をしたという理解でよいか。</p> <p>再リース契約をする前の、2会計年度の契約金額は月額いくらであったのか。</p> <p>5会計年度といった長期契約はどの法律で定められているのか。</p> <p>和歌山港における埠頭監視カメラシステムについては、当初契約時から7会計年度72か月間の契約を予定していたのか。</p> <p>財政法上の国庫債務負担行為は5会計年度が最長であるにも関わらず、7会計年度72か月間の契約は予定できるのか。</p>	<p>そうである。</p> <p>そうである。</p> <p>平成20会計年度に契約した際の月額の料金と同額である。</p> <p>財政法上で、国庫債務負担行為による国の債務負担が認められており、この期間は5会計年度以内と定められている。つまり、例えば平成20会計年度である平成21年2月1日にリース開始した契約であれば、平成24年度である平成25年3月31日まで契約できるものである。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>申し上げたとおり、国庫債務負担行為は最長5会計年度以内と定められているものである。</p> <p>しかし、5会計年度で契約を終了とした場合、1月当たりのリース金額が高額となり、かつ、システムの耐用年数が到来する前に契約が終了することとなり、国の利益にならない契約となる可能性がある</p>

意見・質問	回 答
<p>当初契約時において72か月間の契約を予定している旨の説明を行っているか。</p> <p>当該72か月間の契約を予定するものである旨の説明を記した書類を拝見したいので提出願いたい。</p> <p>5会計年度の契約終了後、次の2会計年度の契約を行うに当たり、公募、若しくは入札を行っているか。</p> <p>何故公募を行うのか。当初契約時において72か月間を予定した契約であれば、公募を行うことなく現契約者と契約しても良いのではないか。</p> <p>再リースの契約金額に話を戻すが、当初契約時に7会計年度72か月間との予定とせず、あと2会計年度、再リース期間を見込んだ契約を行えばいいのではないか。つまり、当初契約時において再リース2</p>	<p>る。</p> <p>そのため、当初契約時において使用期間を7会計年度72か月と設定し月当たりのリース金額を低額に抑え、かつ、システムを長期使用することにより調達の適正化を図ることとし、1回目の契約を5会計年度50か月（平成21年3月から平成25年3月）、2回目の契約を2会計年度22か月（平成25年4月から平成27年1月）として調達したものである。</p> <p>1回目の契約が終了した後、2回目について契約を更新しているため、財政法上も何ら問題ないものと解している。</p> <p>入札説明において72か月間の契約を予定するものである旨を説明している。</p> <p>後日提出する。</p> <p>当関においては公募を行っている。</p> <p>確かに当初契約時において72か月間を予定すると明示しているものの、当初の5会計年度50か月間の契約と2会計年度22か月間の契約は切り分けて考えている。</p> <p>これは平成18会計年度に通達された「公共調達の適正化について」に基づき、調達を行う場合原則として一般競争入札を行い、従来から随意契約を行っていた案件については一般競争入札、若しくは公募を行い競争性、透明性を担保することと規定されているので、本案件においてもこの通達に則り、5会計年度5か月間の契約が終わった後、公募を行い2会計年度22か月間の契約を行ったものである。</p> <p>提案としては承らせて頂く。</p> <p>しかし、当方としては当該システムの使用頻度等から勘案し、その耐用年数を72か月と見込んでおり、それ以上の使用はメーカーの保証が困難である</p>

意見・質問	回 答
<p data-bbox="161 127 785 253">会計年度 12 か月分、若しくは 4 会計年度 24 か月分を見込んでおけば、その再リース金額も競争に付され、契約金額の低額化も図れたのではないか。</p> <p data-bbox="161 770 785 846">72 か月以上使用するとすれば、メーカーの保証が困難となるのか。</p> <p data-bbox="161 1001 785 1167">メーカーの保証も困難であり、機器の標準使用期間も 72 か月であることから、当初からリース期間が 72 か月として、再リースは当初から見込んでいなかったと理解してよろしいか。</p>	<p data-bbox="809 127 1433 253">旨聞き及んでいることから、リース終了後、直ちに新システムに更新すべく上部組織に要求している現状である。</p> <p data-bbox="809 271 1433 436">しかし予算の都合上、72 か月のリース期間終了後、直ちに新システムに更新する予算が頂けることは難しく、やむなく再リースを行い 72 か月以降も使用を継続することとなる。</p> <p data-bbox="809 454 1433 665">つまり、当方としては当初調達時から再リースを見込んでいたのではなく、リース終了後、直ちに新システムに更新すべく要求しているものであることから、再リース金額を当初契約時から見込むことも想定していなかったこととなる。</p> <p data-bbox="809 770 1433 891">部品等の早急の供給が困難であると聞き及んでいる。ただし、修理要請を受けてしばらく時間を頂けるのであれば修復は可能である旨聞き及んでいる。</p> <p data-bbox="836 1001 1062 1032">そのとおりである。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名：神戸税関埠頭監視カメラシステム 再リース契約（区分1）</p> <p>契約相手方：三菱電機クレジット 株式会社 関西支店</p> <p>契約金額：2,418,852円</p> <p>契約締結日：平成27年1月9日</p> <p>担当部局：神戸税関</p> <p>随意契約による場合も、複数者から見積書を徴取するというのが原則である。参考見積りを1者しか徴取できない事情はわかるが、価格交渉をすることは難しいことか。</p> <p>リース会社の採算について、本件は5年リースした後、1年リースを4回繰り返している。仮に1年目、2年目の再リースでやめたとしても、リース会社はそれで採算がとれているのではないか。それであれば、当初契約のときに再リース料を含めて契約すればどうか。</p> <p>契約書に盛り込むことが難しいということであって、契約のときの参考情報として聞くことはどうか。</p> <p>参考情報をどう盛り込むかということが難しいということか。</p> <p>全く同じ単価であれば、参考情報の有利な方を選べばよいのではないか。そこを勘案してはいけないということか。</p> <p>例えば月10万円、A社も10万、B社も10万と同額で出てきた場合、6年目以降に継続して契約した場合の契約予定金額を判断基準として、安い方を選ぶことは非常に常識的である。そこは継続的に努力してはどうか。</p>	<p>実務上は、1回目の再リースよりも2回目の再リース、3回目の再リースと、参考見積りを受領した際に交渉はしているが、実際、年数の経過に伴う物品の価値の減少はあまりなく、安くなっていないというのが現状である。</p> <p>財務省にも確認したが、予算の裏付けがない契約期間外のことを当初契約時に盛り込むことは、制度上できないとの回答であった。</p> <p>参考情報として聞くことは可能である。しかしながら、よい情報を得ても契約に生かしていくことは難しいと思われる。</p> <p>当初のリース期間より先の話であり、予算の裏付けがないものについては、仕様書等に盛り込むことはできない。</p> <p>当初の入札は5年分の価格で競争しており、契約外の部分を勘案した競争は、現行の会計制度では難しい。</p>

意見・質問	回 答
<p>しかしながら、実質上7年、8年使用する予定であれば、それに合わせて契約するのが安い調達につながる。現在は再リースの際の価格交渉力を失っているので、全体を見据えて業者を選定できれば、安く調達できる可能性があるということ、もう1つは、このような事務コストを削減できるという2つの視点があると思われる。これらのメリットに対して、現在のルールがどのようなメリットがあるかということとのバランスである。現場の担当者にとっては、最初の2つのメリットのほうが大きく、引き続き、継続的に働きかけてはどうか。</p>	<p>了解した。</p>

意見・質問	回 答
<p>契約件名： 灘税務署ほか6署の申告会場駐車場等警備業務（区分1）</p> <p>契約相手方： 株式会社 ジャパンクリエイティブサービス</p> <p>契約金額： 3,745,440円</p> <p>契約締結日： 平成27年2月13日</p> <p>担当部局： 大阪国税局</p> <p>当初契約業者から、業務を履行できなくなった旨の申出をどのように受けたか。</p> <p>指導教育責任者の退職に伴い警備業務ができなくなったとのことであるが、代替りの者を用意することで業務を継続できなかったのか。</p> <p>当初入札の段階で、確実に履行可能かどうか確認を行わなかったのか。</p> <p>今後、このような事態が起きないような対策を検討しているか。</p> <p>今回は違約金を請求したのか。</p>	<p>初めに口頭で申出を受けた後、正式に契約解除に係る申立書の提出を受けた。</p> <p>指導教育責任者が退職した場合、14日以内に代替りの者を選任すれば、業務を継続可能である。</p> <p>当初契約業者は、従来、責任者になることができる者を複数人雇用していたが、子会社に警備業務を移管する過渡期であり、1名となったタイミングで、その者が退職してしまった。</p> <p>そのため、代替りの者を用意することができず、業務を継続することができなくなった。</p> <p>応札条件として資格を有していることを確認している。</p> <p>今回の件についても、応札段階では業者も当局も確実に履行を見込めると判断していた。</p> <p>契約書の中に解除条項を設けている。</p> <p>相当な理由なく、期間内に本契約を履行することができなくなった場合に違約金を徴する旨を定めており、受託者に対するけん制効果を有していると思料する。</p> <p>契約単価に予定数量を乗じた金額の30%を違約金として請求した。</p>